

議第六十八号

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月十九日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

岐阜県住民基本台帳法施行条例（平成十四年岐阜県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、同号の前に次の三号を加える。

15 B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスに感染した者に対する肝疾患の治療及び検査に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

16 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの

17 多胎児出生時支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

多胎児出生時支援金の支給に係る本人確認情報の利用事務を追加するため、この条例を定めようとする。

